

平成23年度社会福祉法人山形県社会福祉事業団経営方針及び事業計画

経営理念

- 1 利用者一人ひとりの権利擁護を図り、個人の尊厳に基づく自立支援と社会参加を推進します。
- 2 福祉理念や国及び県の福祉施策を踏まえ、利用者及び地域のニーズにそった事業を実施し、利用者や地域から信頼を得るとともに、介護や援助事故の防止に努め安心される施設運営を目指します。
- 3 社会福祉法人としての公益性・社会的使命を踏まえ、事業経営の透明性を図るとともに、的確な経営状況の把握を行い、経営の安定化に取り組みます。
- 4 県及び市町村と連携を図り、障がい及び高齢者保健福祉圏域や地域で、先駆性・専門性・広域性のある役割と機能を担い、新たな事業の展開やサービスの研究・開発等に取り組みます。
- 5 施設の人的資源や物的資源を活用し、地域福祉及び在宅福祉の推進と福祉人材の育成に努めます。

経営方針

- 1 福祉倫理委員会の活動を強化し、利用者の権利擁護を図るとともに、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供するため、サービス内容や業務の改善、リスク管理を一層推進します。
- 2 第二期指定管理及び障害者自立支援法に基づく新事業体系移行による施設経営を円滑に進めるため、事業計画に基づく適切な事業推進とサービス管理を目指します。
- 3 事業所別目標を設定し、経営の安定化に向けて、収支改善に向けた取り組みを推進します。
- 4 目標管理による新たな職員研修体系を導入し、職場と職員の活性化、組織力と専門性の向上を図ります。

事業計画（総括）

I 施設の管理運営及び財務管理の適正化の推進

- 1 社会福祉法及び関係法令を遵守するとともに、事業団が定める諸規程に基づき、施設目的にそった適切な施設経営を行います。
- (1) 組織及び人事管理については、「定款」及び「定款施行細則」並びに「就業規則」に基づき実施するとともに、施設の管理運営については、施設種別ごと国が定める基準や指針、指定管理施設に関する協定書（包括協定）、「管理規則」及び「運営規程」等に基づき適正に実施します。
 - (2) 本部会計、施設会計、特別会計の会計単位を明確に区分し、「経理規程」及び「経理規程事務取扱要領」に基づき、適正に事務を執行するとともに、財務諸表、会計諸帳簿及び証拠書類は「文書管理規程」に基づき適正に整備保管します。
 - (3) 会計予算については、事前に作成し、評議員会の意見、理事会の認定を受けるとともに、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、監事の監査を経て、同様の措置を行います。法人の広報紙及びホームページ等を活用し情報公開を行います。
 - (4) 指定管理施設に関する協定書（包括協定）に基づき、各施設の事業実施や予算執行状況を常に把握し、適切な財務管理・サービス管理に努めます。
 - (5) 経営の安定を図るため、事業の拡充や利用率の向上を図ることにより、収入の確保に努め

る一方、入札や共同購入の工夫及び経費の節減に努め、支出の抑制を図るなど、効率的・効果的な予算管理を行い財務管理の適正化に努めます。

また、事業所別目標を設定し、経営の安定化に向けた取り組みを推進します。

- (6) 通帳、印鑑の適正保管、寄付金の適正な取扱いを行うため、会計責任者と出納職員は別の職員を発令し、通帳と公印の保管場所を分けるとともに、「内部監査実施要綱」に基づき、決算時及び期中の年二回内部監査を実施します。
- (7) 利用者の所持金管理事務の適正化を図るため、「入所者の所有に係る現金及び預金等取扱要領」に基づき適正に管理します。内部牽制としては、通帳等と印鑑の管理者を別に発令、別々の保管場所、施設長による預り金残高と帳簿の毎月の照合、現金の引き出しや購入物品の引渡し時に他の職員の立ち会い等を行います。

また、金銭管理状況については、利用者又は家族等に対し随時説明し、確認印を受けるとともに、少なくとも四半期に一度管理状況を定期的に通知します。
- (8) 利用者及びその家族等からの寄付については、自発的なものを除き、寄付は求めません。なお、寄付を受けた場合は、寄付者の意向・寄付目的に沿った取扱いを行い、寄付金台帳、寄付申込書等の関係諸帳簿を適正に整備保管します。
- (9) 事業団が保有する文書開示については、「情報公開規程」及び「情報公開事務取扱要領」に基づくとともに、個人情報の保護については、「個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）」を基本として「個人情報の利用目的」を掲示し、「個人情報保護規程」及び「個人情報保護事務取扱要領」による適切な対応に努めます。

2 施設種別ごと、利用者の状況や障がいの特性に配慮した適切な職員配置を行います。

- (1) 国が定める施設種別ごとの職員配置基準及び「障害程度区分に応じた人員の取扱い（ガイドライン）について」に基づく人員を配置するほか、施設ごと利用者の状況や障がいの特性及び個別支援計画に配慮した業務や事業内容に応じた職員配置とします。

また、入所施設における夜間体制については、警備員を配置するほか、職員の夜勤及び宿直勤務により、利用者の安全を確保し、必要な援助を提供します。
- (2) 施設種別ごとに定められている職種以外についても、利用者の障がいの特性や援助の特性に応じた職種を配置するとともに、必要に応じ地域支援・相談支援担当の職員配置を行います。

また、勤務については、利用者の実態に応じた業務内容に対応するため、早番や遅番勤務の設定を行うなど、円滑なサービス提供体制の確保に努めます。

3 職員の資質向上と意識改革を推進するとともに、組織としての人材育成ビジョンにそった研修実施体制の整備を図ります。

- (1) 全職員を対象とした新たな職員研修体系を導入し、OJTを中心とした研修計画に基づく主体的な研修環境と体制を整備しながら、組織性と専門性の両面から人材育成を図ります。
- (2) 職員間及び職種間の連携を図り、情報の共有化と円滑なチームワークによるサービス提供体制を強化します。
- (3) 実践事例研究やQC活動等の主体的な取り組みを通し、サービスの向上や業務改善、職場の活性化を図るとともに、職員の意識改革を推進します。

4 労働安全衛生法を遵守し、職員の安全及び健康管理の体制を整備するとともに、就業規則等に基づき、適切な勤務条件を確保します。

- (1) 事業団の安全衛生管理体制を統括するため職員安全衛生管理者を置くとともに、職員安全衛生委員会を設置し、職員の業務上の危険防止や健康被害の防止等について調査審議します。

- (2) 安全衛生委員会又は安全衛生推進委員会を施設に設置し、職員健康診断及び各種健康診断の適正実施、感染症対策マニュアルの実行及び利用者の健康管理に関する活動を行います。
- (3) 労働基準法に適合する、「就業規則」、「育児休業規程」及び「役職員給与等支給規程」に基づき、労働基準法関係の許可・届出を適正に行うとともに、「就業規則」に基づき、夜間の勤務時間も含め職員の労働時間を適正に管理します。
- (4) セクハラ防止、労働災害防止及び職員のメンタルヘルスのための研修や啓発活動及び相談等を実施し、適正な労働環境を整備し、働きやすく安全な職場づくりを推進します。

5 建物・機械設備備品等については、安全確実に使用できるよう随時保守管理業務を行うとともに、建物の内外部や敷地内の清掃を徹底し、環境美化を図ります。

- (1) 建物・設備については、関係法令等に定められた点検内容のほか、計画的・自主的に点検・保守管理を実施し、必要に応じ補修し、建物・設備の安全性や本来機能を維持します。
- (2) 設備については、資格を有する専門業者による定期法令点検を実施するとともに、外構については、危険箇所等の点検を定期的に行い、安全で快適な環境を維持します。
- (3) 日常的な清掃や年間計画に基づく定期的な清掃を実施し、常に衛生的で快適な生活環境の確保を図るとともに、植栽や庭園の管理を行い病虫害の発生予防や安全の保持に努めます。

6 防災防火管理体制を整備し、利用者の安全確保と建物設備の維持を図ります。

- (1) 各施設では、年度当初に具体的な消防防災計画を作成し、緊急時の連絡体制や被災時の職員の役割分担を整備するとともに、防火管理者の選任、各室ごとに火気取締責任者を置き、消防署に必要な届出を行い、防災対策の整備を図ります。
- (2) 避難訓練及び消火訓練は、地震の想定や夜間訓練も含め、年間計画に基づき実施するとともに、利用者への啓発活動や職員に対する防災教育等を行います。
また、夜間の防火安全対策を強化するため、警備員を配置し、非常連絡体制及び初動体制の強化を図ります。
- (3) 防災訓練の実施に当たっては、地域住民との連携を図り、総合防災訓練等を実施するとともに、地域住民による災害時の支援体制の充実を図ります。
- (4) 屋内消火栓、消火器等の消防設備については、専門業者による半年ごとの総合点検、機能点検を実施し、適切に作動する状態を維持するとともに、消防署に点検結果について届出を行います。

II サービス提供の適正な管理と質の向上

1 職員倫理綱領遵守システムに基づき、利用者の権利擁護を推進するとともに、利用者主体のサービスの提供に努めます。

- (1) 個人の尊重、体罰の禁止及びプライバシーの保護等、福祉サービスの普遍的理念に基づいた「山形県社会福祉事業団職員倫理綱領」を施設内に掲示するとともに、本綱領を遵守するため、自己評価チェックを定期的実施するなど、利用者の権利擁護を推進します。
- (2) 職員の権利擁護の意識形成のため、利用者に対し人権を守る誓約書に署名し、施設内に掲示するとともに、職員倫理綱領遵守システムを確立するため、施設ごと福祉倫理委員会を設置し運営にあたります。

特に、各施設作成の職員行動基準を基本に、福祉倫理委員会で職場における人権侵害や虐待等防止のための議論と対策を強化します。

(3) 施設長を苦情解決責任者とし、苦情受付の体制を整備するとともに、利用者の立場に配慮し適切な対応を行うため、公正・中立的な外部の第三者委員を構成員とする苦情解決委員会の適切な運営に努めます。

また、利用者及び家族等に対し、適切な方法で苦情解決の仕組みや具体的な申し出方法を周知するとともに、サービスの質や信頼性向上のため、個人情報を除き、実績や結果を公表します。

(4) 利用者の個人情報については、個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）や個人情報保護規程に基づき、適正な保護に努めるとともに、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密は漏らさないよう職員教育を行います。

2 利用者の事故等を未然に防止するとともに、事故発生時は適切な対応を行い、再発防止のための対策に努めます。

(1) 各施設にリスクマネージャーを配置し、リスク管理の徹底を図るとともに、利用者の事故防止対策及び徘徊や所在不明などの発生防止対策を講じ、利用者の事故防止と危機管理体制の充実に努めます。

(2) リスクマネジメントの一環として、ヒヤリ・ハット報告書により、事故の分析や対応策を検討し、施設のリスク管理委員会等の活動を強化しながら再発防止に努めます。

(3) 利用者の事故等を未然に防止するため、活動場面を考慮した介護・援助におけるケアマニュアルの点検及び整備を行うとともに、業務全般に渡り必要なルールについてもマニュアルやチェックリスト等として整備します。

(4) 夜間や休日の連絡体制網を活用し、事故発生時は、職員の緊急招集を行い、対応の徹底を図るとともに、地域との連携・協力体制のもと利用者の事故防止に努めます。

また、夜間の時間帯には警備員を配置し、電話の応対等軽微な業務に従事するとともに、利用者の安全、施設の保全、敷地内の防災・防犯に努めます。

3 良質かつ適切な福祉サービスの提供を図るとともに、業務改善を推進します。

(1) サービスの質を向上させるため、サービス評価の自己点検を行い、自ら提供しているサービス水準を把握するとともに、委員会等で改善策を検討し、改善を図ります。

また、サービス評価診断事業等による第三者評価も加え、サービスの質の改善に努めます。実施結果については、事業団ホームページや広報紙等で公開します。

(3) 生活・余暇・食事・サービス評価委員会等の委員会組織又は各種系の会議等を通し、提供するサービスの改善やメニューの拡充及びプログラムの見直しなど、新体系への移行も視野に入れながら質の高いサービス提供に向けて検討を図ります。

さらに、各種行事の設定や余暇支援も含めた外出支援、地域や家族・ボランティア等との交流の促進を推進します。

(4) 利用者の生活環境や居住空間を改善するため、快適性・安全性・利便性に配慮した施設整備及び改修等を念頭に改善を進めます。

(5) 利用施設については、利用率の向上を図るため、広報活動の充実や企画行事の実施及びサービス内容の見直し等を行います。

4 利用者個人の意向・希望を尊重した援助・支援を行い、質の高いサービス提供と利用者の自立支援及び社会参加を推進します。

(1) 利用者のニーズに基づくサービスを提供するため、個別支援計画を作成し、ケアマネジメント手法に基づいた実践を行います。

各施設では、利用者の状況に応じたアセスメントを活用し、利用者及び家族等の意見も踏

またニーズ把握を行い、カンファレンスを開催し個別目標の設定を行います。

目標及び実施内容については、定期及び状況変動時には見直しを行い、再アセスメントを実施し、同様の手法で目標の継続や変更を利用者等の合意を得て行ないます。

- (2) 利用者の食事提供や栄養に係る援助については、重要な生活支援サービスであり、栄養ケアマネジメントの考え方に基づく利用者への栄養管理や指導を的確に行うとともに、嗜好調査等に基づく選択食、バイキング食、地域色あふれる食事の提供、食事空間や食生活環境等の充実・改善を図るなど、職種間の連携のもと直営サービスの利点を活かし、利用者主体の豊かな食事サービスの提供に心がけます。

また、施設内の衛生管理については、「食中毒対策基本要綱」に基づき実施するとともに、大規模施設にあっては「大規模食中毒対策等について」、中小規模調理施設については「食中毒防止衛生管理マニュアル」による対応を行い、ともに「衛生管理チェックリスト」による毎日の点検を行います。厨房関係の衛生管理の徹底はもとより、利用者の手洗いや飲食物の適正な管理、生活環境の衛生保持などに十分配慮した運営を行います。

- (3) 一人ひとりの利用者の健康管理に配慮し、疾病予防・健康の維持・増進を図るため、「利用者（入所者並びに通所者）健康診断指針」に基づき、利用者の定期健康診断を実施するほか、生活習慣病及び特殊業務従事職員健康診断等を実施します。

感染症予防のための対策としては、「感染症対策指針」に基づくとともに、各施設では対策マニュアルや年間計画等に基づき感染症の予防や発生時の対策強化を図ります。

また、日常的な通院援助、診察や治療の実施、健康教室開催等による啓発活動や疾病予防対策を行い、利用者の健康管理を充実するとともに、施設内外の清掃や衛生管理等の対策を実施し、汚れ・臭気等は、その都度清掃・換気し衛生的な生活環境を保ちます。

- (4) 新体系移行後のサービスとして生活介護を行う事業所については、生産活動や創作活動、音楽療法・健康運動・乗馬療法及びレクリエーション等のメニューを充実し、利用者の状況に応じた幅広い日中活動支援を行うとともに、自立訓練（生活訓練・機能訓練）を行う事業所については、生活能力や身体機能の向上のための訓練を支援します。

また、事業団内に設置しているリハビリ委員会の運営を通し、生活リハビリも含めた機能訓練サービスの効果的な実践を図ります。

- (5) 新体系移行後のサービスとして、就労移行支援や就労継続支援B型を行う事業所については、作業上の安全を確保しつつ、地域との連携やボランティアの活用、地元企業等との連携を図り、利用者の適性に応じた作業種の開拓や科目の設定、作業量の確保に努めるとともに、工賃のアップにも取り組みます。

また、個別支援計画に基づき、必要に応じて地域での作業体験や事業所への職場実習等の支援及び職場開拓等の推進を行ないます。

- (6) 利用者自治会活動の支援、自主活動（クラブ活動）支援や地域活動・行事への参加等をおし、利用者のエンパワメントの向上と自立支援及び社会参加を推進します。

5 利用者の心身の状況や障がい特性に応じた自立・自活への支援・援助を行います。

- (1) 利用者がその有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加し地域で自立した生活ができるよう、日常生活習慣の確立と社会生活への適応力の向上を目指し、心身の状況や障がい特性に応じて援助・訓練等を行います。

- (2) 利用者の生活リズムを確保するとともに、地域での利用者の活動を支援するため、障害者支援施設の一部として日中活動支援場所を設置し、地域での生活や作業体験等を推進します。

- (3) 障がい者施設や高齢者施設経営の利点を活かし、それぞれの施設機能や人材及び援助ノウハウ等を活用して、事業所を運営することや、施設が連携して事業運営にあたるなど、利用者の望む地域で生活が可能となるよう利用者ニーズに対応できる取り組みを推進します。

Ⅲ 地域福祉・在宅福祉の推進

1 施設の専門機能及び人材を活かし、在宅障がい者の地域生活を支えるため在宅福祉、地域福祉に係る事業を推進します。

- (1) 居宅介護支援事業所、短期入所事業所、生活介護事業所や自立訓練（生活訓練・機能訓練）事業所、就労移行支援事業所や就労継続支援 B 型事業所及び共同生活事業所、地域活動支援センター等で、事業団の保有する施設機能や援助ノウハウを活かし、専門性・一定の広域性に配慮した在宅障がい者や高齢者へのサービス提供を行うとともに、事業所の適正な運営を行います。
- (2) 障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所において、在宅障がい児（者）や家族等に対し、関係機関や団体等と連携を図り、適切な相談支援を実施します。
各支援センターでは、事業団の専門性を活かし、知的・身体・精神障がい者を対象に事業を展開するほか、障害保健福祉圏域を念頭に、地域でのネットワーク構築を図るため、関係者による連絡調整会議やサービス調整会議等を開催し、円滑に事業を推進します。
また、山形県地域生活定着支援センターにおいては、特に関係機関等との連携を密にし、円滑な事業実施に努めます。

2 福祉人材育成の推進と地域貢献を推進します。

- (1) 福祉人材育成における事業団の役割を認識し、認知症介護実践研修事業を引き続き実施するとともに、福祉関係者及び一般県民等を対象とした講演会や各種セミナー等を開催し福祉啓発に努めます。
また、インターンシッププログラムに基づき、社会福祉士や介護福祉士等の資格取得のための施設実習の受け入れ、高校生や中学生の福祉体験等の受け入れを通し、広く福祉人材育成を行います。
- (2) 山形県からの委託事業として、障害者就業・生活支援センターに就労支援助手を配置する「ふるさと雇用再生特別交付金事業」、特別養護老人ホームにおける介護資格（介護職員基礎研修）の取得と雇用を推進する「介護雇用プログラム推進事業」、障害者自立支援法による事業所の適切な運営を行うため、人材養成を目的とした「相談支援従事者研修」や「サービス管理責任者研修」及び「障がい福祉サービス従事者等研修支援事業」を継続して実施します。
- (3) 各施設では、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士及び介護支援専門員等の福祉に係る資格取得者や、医療・看護・栄養等の専門職である看護師や理学療法士、作業療法士など、さらに管理栄養士、音楽療法や乗馬療法の指導者及び健康運動実践指導者等の専門性のある各種資格取得者の人材を有することから、セミナーや研修会の開催、地域福祉の推進や人材育成及び啓発活動等を推進します。
- (4) 情報発信機能を充実するため、広報紙「かざぐるま」の発行や施設ごとの広報紙及び専門ニュースレターの発行を行うとともに、施設との連携を図りながら事業団ホームページの管理運営の充実を図ります。